

事 務 連 絡
令和3年4月20日

放課後児童クラブ保護者各位

子ども部子育て支援課長

まん延防止等重点措置適用に伴う放課後児童クラブの対応について

日頃より放課後児童クラブ（以下、クラブ）の運営にご理解、ご協力いただき誠に感謝申し上げます。

さて、令和3年4月20日から、松戸市においてもまん延防止等重点措置が適用されることとなりますが、クラブについては、これまでと同様に、通常通りの運営をいたします。

クラブにおいては引き続き感染予防策を講じておりますが、ご利用に当たっては感染リスクが伴うことを十分にご理解いただき、ご家庭においてもクラブを利用する際のマスクの着用や、手洗い等の感染予防策を実施するようお子様にお伝えいただきますようお願いいたします。

また、児童及び同居のご家族等が新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者となった場合や、PCR検査を受検する等その疑いがある場合は、クラブの利用を控えていただくとともに、必ずクラブへの報告をしていただくようお願いいたします。

なお、クラブの利用を中止する場合は、「利用中止届」を中止希望月の前月末日までに提出する必要がありますが、今回のまん延防止等重点措置の適用を受け、特例措置としまして、4月末日をもって利用中止する場合、「利用中止届」の提出期限を4月末日といたします。

問い合わせ先
松戸市子ども部子育て支援課
放課後児童クラブ担当
TEL 047-366-7347